

秋田市旅館建築審議会運営要領

平成12年9月8日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田市旅館建築に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）第8条の規定に基づき、秋田市旅館建築審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長および副会長の選任)

第2条 会長の選任は、委員の互選によるものとする。

2 副会長は、会長の指名によるものとする。

(会長等の職務)

第3条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故ある時は、副会長がその職務を代理する。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、都市整備部建築指導課において処理する。

(招集の通知)

第5条 会長は、審議会を招集しようとするときは、原則として会議の7日前までに会議の案件、日時および場所を委員に通知しなければならない。

(会議)

第6条 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。ただし、同一の案件につき再度招集しても半数に達しないときは、この限りでない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議録等)

第7条 会長は、審議会の日時、出席した委員の氏名、会議の経過その他審議会の概要を記載した会議録を作成し、保管しなければならない。

2 前項の会議録には、会長が指名した2人の委員が署名押印するものとする。

(会議の公開)

第8条 審議会は、非公開とする。ただし、会長が会議に諮って、出席全委員の同意が得られたときは、この限りでない。